
上越市若者奨学金返還支援助成金



交付申請の手引き

目次

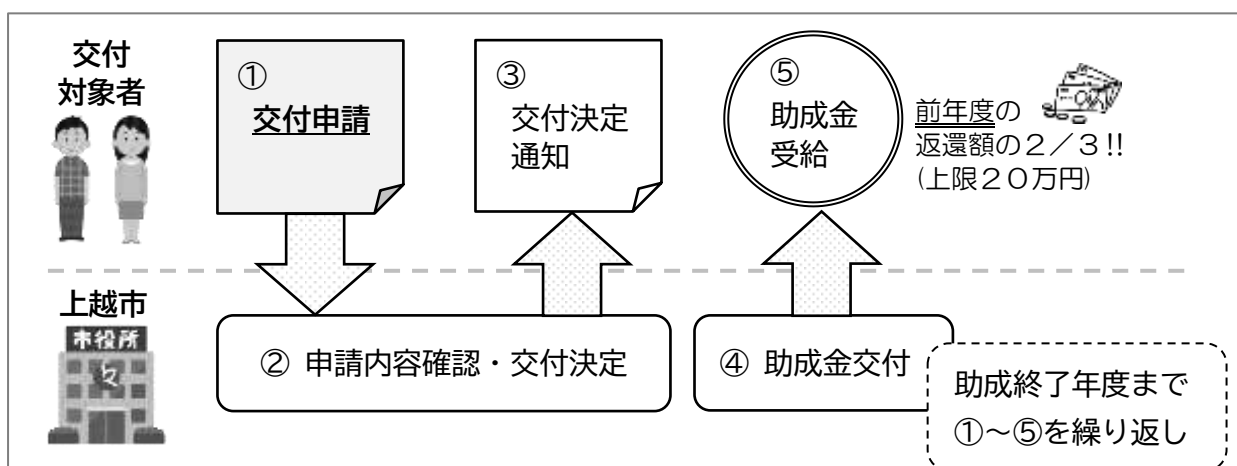
| | |
|--------------------------------|----|
| (1) はじめに | P1 |
| (2) 申請から交付までの流れ | P2 |
| (3) 提出書類 ※交付申請書の記載例は P3・P4 に掲載 | P2 |
| (4) 交付申請受付期間 | P8 |
| (5) 留意事項 | P8 |
| (6) 提出・問合せ先 | P8 |

上越市 総合政策部
総合政策課

(1) はじめに

- ・助成金の交付を受けるには、交付申請の手続きが必要です。
- ・提出書類受理後に審査を行い、交付決定について通知を送付し、指定口座に助成金をお振込みいたします。
 ※振込予定日や振込完了の連絡は行いません
 ※市の振込日は、原則毎週金曜日です（適宜通帳等でのご確認をお願いします）
- ・助成終了年度まで、毎年度交付申請の手続きが必要となります。毎年3月15日（土休日の場合は翌営業日）までに必ず書類を提出してください。
 ※受付期間を過ぎた場合は、助成金を交付することができませんので、ご注意ください（郵送の場合は必着）
- ・交付申請に関し、偽りや不正の手段により、助成金の交付を受けたことが判明した場合は返還を求めることがあります。

〔交付申請のイメージ図：令和7年度から助成終了年度まで〕

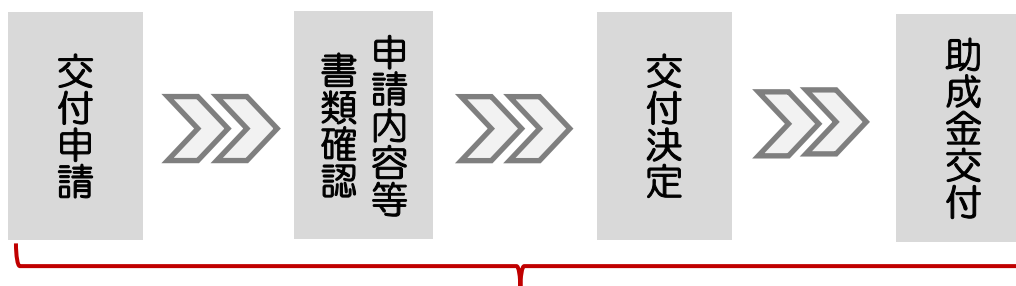


◎令和8年3月31日時点の年齢が26歳の方の場合

| 年度 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
|-----|-------|---------------|---------------|---------------|---------------|----------------|
| 年齢 | 25歳 | 26歳 | 27歳 | 28歳 | 29歳 | 30歳 |
| 奨学金 | 返還 | | | | | |
| | 12か月分 | 12か月分 | 12か月分 | 12か月分 | 12か月分 | |
| 手続き | | R6返還分 交付申請 | R7返還分 交付申請 | R8返還分 交付申請 | R9返還分 交付申請 | R10返還分 交付申請 |
| 助成金 | | 受給 | 受給 | 受給 | 受給 | 受給 |

助成対象期間：60か月（5年間分）

(2) 申請から交付までの流れ



交付申請の受理日から概ね2か月程度で助成金を交付

※申請が集中した場合などは、上記より日数がかかる場合がありますので、あらかじめご了承ください

(3) 提出書類

次の書類を、「(6) 提出・問合せ先」へ持参又は郵送により提出してください。

交付申請の際は、前年度の奨学金返還額がわかる書類が毎年度必要となりますので、紛失等のないようご注意ください。

| | |
|---|-----------------------------------------------------------|
| ① | 上越市若者奨学金返還支援助成金交付申請書（様式第5号） |
| | 市のホームページからダウンロードできます |
| ② | 前年度の奨学金返還額がわかる書類の写し |
| | 口座振替の状況がわかる通帳の写し（申請者本人口座に限る）、奨学金貸与機関が発行する返還額証明書や領収証の写し など |
| | * 通帳の写しを提出される方は P5 をご確認ください。 |
| | * 日本学生支援機構の奨学金を返還していて、通帳の写し以外の書類を提出される方は P6 をご確認ください。 |
| | * 日本学生支援機構以外の奨学金を返還していて、通帳の写し以外の書類を提出される方は P7 をご確認ください。 |

※提出された書類の内容を電話等で確認させていただく場合がありますので、提出書類の写しを保管しておいてください

提出書類①：上越市若者奨学金返還支援助成金交付申請書(第5号様式)記載例

〔表面〕

◎申請書は、申請者ご本人が直筆で記入してください。

第5号様式(第9条関係)

上越市若者奨学金返還支援助成金交付申請書

令和7年4月30日

交付申請年度末時点の年齢を記入
(例：令和7年度に交付申請する場合は、令和8年3月31日時点の満年齢)

上越市若者奨学金返還支援助成金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

| | | | |
|--------------|----------------------------------------------|-------------------|--------------|
| ふりがな | じょうえつ たろう | 生年月日 | 平成15年6月1日 |
| 氏名 | 上越 太郎 | 年齢 | 22歳(申請年度末現在) |
| 住所 | 〒943-8601 上越市木田1丁目1番3号 | | |
| 電話番号 | 090-****-**** | | |
| E-mailアドレス | joetsu.xxx@xx.jp | | |
| 登録年度 登録番号 | 令和 * 年度 | 第 | |
| 交付申請額 | 前年度返還額 (A) | 218,820 | |
| | (A) × 2/3 (B) 1,000円未満の端数は切捨て | 145,000 ※端数切捨て | |
| | 交付申請額 (B)と20万円のうち低い額 | 145,000 円 | |
| 就業情報 | 就業先名称 | 株式会社**** | |
| | 就業先所在地 | 上越市〇〇1丁目*番*号 | |
| 添付書類 | 就業先所在地は本社ではなく、実際に就業されている支店や事業所等の住所を記入してください。 | | |

登録決定通知書を確認の上、記入

前年度の返還額を記入
(例：令和7年度に交付申請する場合、令和6年度の返還額)
添付書類の返還額と一致しているか必ず確認してください

就業されていない場合は、「無職」と記入してください

前年度の奨学金返還額を確認することができる書類の写し

し点を必ず記入

〔参考：交付申請額の計算方法〕

- ①前年度返還額…18,235円×12か月=218,820円
- ②前年度返還額の3分の2の額…218,820円×2/3≒145,000円(端数切捨て)
- ③交付申請額…145,000円(145,000円<200,000円)

〔裏面〕

申請者本人名義の口座を記入してください

※ゆうちょ銀行の場合は、通帳に記載されている店名が支店名となります。（例：一二八支店）
支店名の記入がないとお振り込みができませんので、ご注意ください

振込先口座情報 ※本人口座に限る。

| | | | | | | | | | |
|-------|-----------|------|-------|---|---|---|---|---|---|
| 金融機関名 | 上越銀行 | 支店名 | ***支店 | | | | | | |
| 預金種目 | 普通・当座 | 口座番号 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
| フリガナ | ジョウエツ タロウ | | | | | | | | |
| 口座名義 | 上越 太郎 | | | | | | | | |

誓約・同意事項（□にレ点を記入してください。）

上越市に定住する意思を持って居住しています。

（個人情報の取扱いに関する同意）

助成金の交付の審査のため、総合政策課の職員が、次の公簿等の閲覧又は確認をすることに同意します。

- (1) 住民基本台帳
- (2) 納税状況
- (3) 本市が貸与する奨学金の返還免除の状況

（上越市暴力団の排除の推進に関する条例に基づく暴力団の排除のための誓約）

- (1) 助成金を暴力団の活動に使用しません。
- (2) 助成金の交付の対象となる事業により暴力団に対し利益を供与することはありません。
- (3) (1)又は(2)に反する場合は、この申請を却下され、助成金の交付対象者の登録若しくは交付の決定を取り消され、又は交付を受けた助成金を返還することを承諾します。

上記について誓約します。

誓約・同意する場合、レ点を記入

※レ点の記入漏れがある場合は、交付申請書を受付けることができませんので、ご注意ください

提出書類②：前年度の奨学金返還額がわかる書類の写し

■通帳の写しを提出する場合

申請者本人が奨学金を返還していることが要件となりますので、通帳の写しを提出する場合は、申請者本人名義の口座に限ります。

「表紙裏の見開きページ」と口座振替の情報が記載された「取引明細のページ」の写しを提出してください。

なお、Web 通帳（アプリ）の場合は、紙通帳同様に画面を印刷したものを提出してください。

〔例：表紙裏の見開きページ〕

◎紙通帳（通帳を開いた 1・2 ページ目）



◎Web 通帳



〔例：取引明細のページ〕

※前年度の奨学金返還額がわかるページを全て提出

※奨学金の返還額以外の部分の黒塗り可

| 普通預金（兼お借入明細） | | | | |
|--------------|-------|----------|-----------|-----------|
| 年月日 | お取引内容 | お支払金額 | お預り金額 | 差引残高 |
| 24. 4. 10 | 振替 | 18,235 円 | ●●●イクエイカイ | 256,874 円 |
| | | | | |
| 24. 5. 10 | 振替 | 18,235 円 | ●●●イクエイカイ | 184,759 円 |
| 24. 6. 12 | 振替 | 18,235 円 | ●●●イクエイカイ | 166,524 円 |
| | | | | |
| 24. 7. 10 | 振替 | 18,235 円 | ●●●イクエイカイ | 149,620 円 |
| } | | | | |
| 25. 1. 10 | 振替 | 18,235 円 | ●●●イクエイカイ | 89,681 円 |
| 25. 2. 12 | 振替 | 18,235 円 | ●●●イクエイカイ | 71,356 円 |
| | | | | |
| 25. 3. 11 | 振替 | 18,235 円 | ●●●イクエイカイ | 194,855 円 |
| | | | | |

■通帳の写し以外の書類を提出する場合 **日本学生支援機構**

日本学生支援機構の奨学金を返還しており、通帳の写しではなく、「**奨学金返還額証明書**」を提出される方は、証明書の対象期間を助成金の交付申請を行う前年度（4月1日～3月31日）に指定して、日本学生支援機構に発行を依頼してください。（証明書の発行は「スカラネット・パーソナル」からも可能です）

対象期間に誤りがある証明書が提出された場合は、再提出を依頼することになりますので、あらかじめご了承ください。

〔例：令和7年度に交付申請する場合〕

証明書の対象期間：**「令和6年4月1日から令和7年3月31日まで」**

ただし、令和6年10月から奨学金の返還を開始した方は

「令和6年**10**月1日から令和7年3月31日まで」となります。

*日本学生支援機構の「奨学金**返還額**証明書」

※返還証明書とは異なりますので、ご注意ください。

| 奨学金返還額証明書 | | 見本 |
|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|-------------------------|
| 奨学生番号 | 810-***-***** | |
| 氏名 | 機構太郎 | |
| 学校名 | 機構大学 | |
| | | (令和**年 **月 **日現在) |
| 対象期間 | ****年**月**日 から ****年**月**日 まで | |
| 返還額 | ***,***円 | |
| 元金 | ***,***円 | |
| 利息 | **,**円 | |
| 指定された対象期間に返還いただいた返還額は上記のとおり間違いないことを証明する。 令和**年 **月 **日 | | |
| 東京都中央区銀座6-18-2 独立行政法人日本学生支援機構 奨学事業戦略部長 | | 青 英 一 郎 公印 (印影印撮) |
|  | | |

※日本学生支援機構ホームページより引用

■通帳の写し以外の書類を提出する場合 **日本学生支援機構以外**

日本学生支援機構以外の奨学金を返還しており、通帳の写しではなく、奨学金貸与機関が発行する「返還証明書」、「領収証」などを提出される方は、

①奨学金返還先機関名、②氏名、③前年度の返還年月日、④返還額

が全て記載されているかを確認してください。(複数枚ある場合は、全て提出)

〔例：返還証明書〕

令和7年4月15日

上越 太郎 様

●●●●●●奨学金返還証明書

あなたに貸与した奨学金の返還額について下記のとおり証明します。

| 返 還 日 | 返還金額 | 返還残額 |
|------------|---------|------------|
| 令和6年4月10日 | 18,235円 | 1,681,765円 |
| 令和6年5月10日 | 18,235円 | 1,663,530円 |
| 令和6年6月12日 | 18,235円 | 1,645,295円 |
| 令和6年7月10日 | 18,235円 | 1,627,060円 |
| 令和6年8月10日 | 18,235円 | 1,608,825円 |
| 令和6年9月11日 | 18,235円 | 1,590,590円 |
| 令和6年10月10日 | 18,235円 | 1,572,355円 |
| 令和6年11月10日 | 18,235円 | 1,554,120円 |
| 令和6年12月11日 | 18,235円 | 1,535,885円 |
| 令和7年1月10日 | 18,235円 | 1,517,650円 |
| 令和7年2月12日 | 18,235円 | 1,499,415円 |
| 令和7年3月11日 | 18,235円 | 1,481,180円 |

●●●●●●育英会 印

〔例：領収証〕

領 収 証

上越 太郎 様

218,820 円

令和6年度の奨学金返還分として
令和6年 9月30日 上記正に領収いたしました

●●●●●●育英会 印

(4) 交付申請受付期間

令和8年3月16日(月)まで〔郵送の場合：3月16日(月)必着〕

※受付期間を過ぎた場合は、助成金を交付することはできません。

※助成終了年度まで毎年度交付申請の手続きが必要です。

※令和8年度以降も、毎年3月15日までに提出してください。

(3月15日が土休日の場合は、翌営業日までに提出)

(5) 留意事項

- 交付申請後においても、交付対象者の要件に該当しない場合は助成金を交付することができませんので、あらかじめご了承ください。
※本助成金は上越市で生活・定住する若者を支援対象としており、住民登録は上越市であっても、週の半分以上は上越市で生活している必要があります。
- 上越市の返還支援制度と新潟県の返還支援制度を併用する場合は、上越市からの交付額を差し引いて、新潟県から助成金が交付されることとなります。詳しくは新潟県しごと定住促進課にお問合せください。
- 氏名や住所など申請内容に変更が生じた場合は、「(6) 提出・問合せ先」へ必ずご連絡ください。

(6) 提出・問合せ先

上越市総合政策部 総合政策課 企画調整係

住所：〒943-8601 上越市木田1丁目1番3号

電話：025-520-5626 (係直通)

Mail：sou-seisaku@city.joetsu.lg.jp

ホームページ

…申請書がダウンロードできるほか、Q&Aを掲載しています。

<https://www.city.joetsu.niigata.jp/soshiki/kikaku/henkan-shien.html>



※持参による提出の場合は、以下の窓口への提出も可能です。

- * 各総合事務所 総務・地域振興グループ
- * 南出張所、北出張所

※メールでお問合せいただく場合は、件名を「奨学金返還支援」関係と分かるようにして送信してください。